

# 令和7年度

## 第1回ふじさわ女性支援会議 議事録

日時 2025年11月21日(金)午前10時30分から正午まで

会場 藤沢市役所 本庁舎5階 会議室5-1・5-2

### 出席者

#### 1 委員=20人

井上会長、高橋副会長、本山委員、井本委員、宮澤委員、北川委員  
中田委員、斐委員、内野委員、加藤委員(障がい者支援課)  
広瀬委員(高齢者支援課)、安西委員(生活援護課)  
高橋委員(地域福祉推進課)、一色(健康づくり課)  
齋藤委員(保健予防課)、鶴井委員(こども家庭センター)  
浅木委員(親子すこやか課)、鈴木委員(子育て給付課)  
昇委員(産業労働課)、本間委員(教育指導課)  
(欠席) 田中委員

#### 2 事務局=4人

人権男女共同平和国際課 作井(課長)、高橋(主幹)  
鈴木(課長補佐)、宇田川(主任)

#### 3 傍聴者 0人

### 内容

- 1 ふじさわ女性支援計画及びふじさわ女性支援会議の概要について
- 2 委員活動紹介について
- 3 議題
  - (1)正副会長の選出について
  - (2)情報交換事項について
- 4 その他

○事務局(高橋) それでは令和7年度第1回ふじさわ女性支援会議を開催させていただきます。本日の会議の出席状況でございますが、井上委員がオンラインでのご出席となります。あと、田中委員が、現在のところお見えになっていないという状況でございます。また藤沢市健康医療部健康づくり課の青柳委員が欠席のため、一色課長補佐が代理出席となっております。次に会議の公開・非公開についてお諮りいたします。本市におきましては市政において重要な役割を果たしております各種審議会等の附属機関やこれに準ずる機関の会議につきましては、市政運営や施策形成における公平性及び透明性を高められるよう、藤沢市情報公開条例第30条の規定により原則公開としております。この会議におきましても、公開を原則として運営してまいりたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○事務局(高橋) ありがとうございます。では、ご異議がございませんでしたので、この会議は公開とさせていただきます。続きまして、本日、傍聴人はございませんので、このまま進行を続けさせていただきます。本日の会議につきましては、記録を作成する関係上、発言内容を録音させていただきます。オンライン出席の方もいらっしゃる関係上、ご発言をされる際は職員がマイクをお届けいたしますので、マイクを使ってご発言くださいますようご協力お願いいたします。次に資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただいた資料といたしまして、会議の次第、裏面が委員名簿となっているものがございます。裏面の委員名簿につきましては、皆様からご提出いただいた書類をもとに作成しておりますが、誤り等がありましたら、お手数ですが、後ほど事務局の方にお知らせいただきますようお願いいたします。続きまして、資料1、ふじさわ女性支援計画について。資料2、ふじさわ女性支援計画取組一覧。資料3、ふじさわ女性支援計画。資料4、別冊資料編ふじさわ女性支援計画。資料5、ふじさわ女性支援会議設置要綱。資料6、事例共有アンケート「1 対応が難しかった事例」に対する回答。資料7、事例共有アンケート「2 情報交換等を希望する事項」に対する回答。当日の配付の資料といたしまして、東京ガス株式会社様の取組事例のご紹介資料です。「管理職の共感から広がる、女性がいきいきと活躍できる職場づくり」。もう1点がチラシで、神奈川県母子家庭等就業自立支援センター様のご紹介資料となっております。資料につきましては以上でございますが、過不足等がある方がいらっしゃいましたら挙手にてお知らせをください。よろしいでしょうか。では、議事の方に入りますが、まだ会長が決まっておりますので、このまま事務局の方で進行を務めさせていただきます。1. ふじさわ女性支援計画及びふじさわ女性支援会議の概要について、事務局から説明をさせていただきます。

○事務局(鈴木) 本日はご出席いただきましてありがとうございます。人権男女共同平等国際課の鈴木よりご説明させていただきます。資料1から資料5を使って、皆様にご案内をさせていただきたいと思っております。まず、ふじさわ女性支援計画がどういったものかを今回が第1回の会議となっておりますので、ご案内をさせていただきたいと思っております。資料1をお手元にご用意ください。ふじさわ女性支援計画の第1章から第2章をまとめた資料となっております。まず、ふじさわ女性支援計画の策定の趣旨でございますけれど

も、藤沢市では平成2年(1990年)、35年前にふじさわ女性行動計画を策定いたしました。その後、ふじさわ男女共同参画プラン2010、2020、ふじさわジェンダー平等プラン2030～藤沢市男女共同参画計画～を策定いたしまして、ジェンダー平等に係る施策というものを推進してまいりました。一方で、未だ女性が社会や環境の仕組みに起因して、複雑化した課題や問題を抱えやすいということを踏まえまして、女性特有のさまざまな問題に対応し女性の目線に立った適切な支援を図っていくために、2024年4月に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されたことに伴いまして、市の基本計画として、ふじさわ女性支援計画を2025年3月に策定したものとなっております。2番の策定計画の策定の経過でございますけれども、まず(1)外部組織での検討ということで、ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会とその専門部会で、計画案や市民意識調査について検討を行ってまいりました。今回、ご出席していただいている井上委員、高橋委員もそちらでご協力いただいております。(2)庁内の検討・意見照会といたしましては、庁内 DV 対応ネットワーク会議というものがございまして、そちらで検討を行い、各課へ意見照会をして内容を反映しているものとなっております。(3)市民意識調査の実施ということで、令和6年7月に市民意識調査を実施しております。内容につきましては後ほどご説明させていただきます。(4)パブリックコメントの実施、(5)ふじさわ女性支援計画の施行となっております。市民意識調査の内容ですけれども、資料4をご覧ください。ふじさわ女性支援計画の策定に当たりまして市民意識調査を実施しております、藤沢市在住の満12歳以上(中学校1年生以上)の女性を対象に3000人を無作為抽出し、行っております。回答数としては921人、回答率が30.7%となっております。全33問の質問を用意いたしまして、調査票を送付し、郵送での返送またはインターネットによる回答をいただいているものとなっております。簡単に市民意識調査の内容についてもご案内させていただきます。(1)困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の認知度ということですが、74.0%の方が「知らない」という回答をいただいております。市としては周知に積極的に力を入れていかないといけないと感じている次第でございます。現在の困りごとということで、全体を見ますと健康問題が1位、2位が家庭や家族関係における問題、3位が住まい、居場所に関する問題となっております。特徴といたしまして、健康問題が12歳～75歳以上の方まで、かなり幅広く健康問題を課題に捉えている女性が多いということを感じているところでございます。あと、特徴的なところとして30代の方が就労問題を気にされている。40代の方については家庭や家族関係における問題が課題だということをお答えいただいているというのが少し特徴になっているかなと思っております。このアンケートの中から健康問題については、ふじさわ女性支援計画の中にも1つの柱として盛り込んでいる内容となっております。ページをめくっていただきまして(3)夫・パートナーや交際相手、家族などから暴力を振るわれた経験があるかというアンケートですが、「経験あり」と答えた方が、21.5%で、何かしらの暴力を受けた経験があるというような回答となっております。対応方法というところですが、「ほぼ何もしていない」、「主に自分ひとりで何とかしようとした」という回答も複数回答にはなるのですが、30%以上あるということで、ひとりで解決し、力になってくれる方がい

ないというような状況であったこともわかっています。ハラスメントの経験ということで、「あてはまるものはない」と回答した方が48.1%ということなのですけれども、約半数の方が何かしらのハラスメントを経験したことがあるというような内容になっております。6ページ、(5)あらゆる暴力の根絶に向けて行政・企業・民間団体等に取り組んでほしいことということですが、「相談・支援内容をしっかり周知してほしい」、「啓発・教育を行ってほしい」、「気軽に相談できる場所がほしい」というところが特徴的に多い内容となっております。続いて、7ページ、(6)経済的な暮らし向きというところですが、1年半前の調査にはなるのですが「普通」という回答が多い中で、婚姻状況の離別をされている方に関しては、「やや苦しい」、「大変苦しい」という回答の数値が高いものとなっております。さらに子育て世帯の母子世帯につきましても、「やや苦しい」、「大変苦しい」ということで、女性1人での生活というのが非常に経済的に苦しいということが、この調査の中でわかってきたところになっております。続いて、9ページ(9)生きづらさを感じている割合ということで、「生きづらさを感じており、その原因となることを認識している」、「生きづらさを感じているが、漠然としていてはっきりとした理由はわからない」、こちらを合わせると35.7%の方が生きづらさを感じているということが、わかっております。続いて、(10)女性特有の心身の変化や不調などに対する理解ということですが、図表14の身近な人の理解というところで、「ある」というのが36.2%なのですが、「やや不足している」、「不足している」というところを2つ合わせると47%近くになってくるということで、身近な人の理解がまだ少し足りていないと感じているという回答になっております。あと職場、学校など周りの人の理解というところですが、6.8%の方が「理解が十分に浸透している」ということなのですが、23.9%は「知識・理解が浸透していないと感じる」という回答にもなっております。続いて12ページの(12)女性特有の健康課題に関して、行政・企業・民間団体等に取り組んでほしいことということなのですが、「休暇制度を充実してほしい」ということが高いところと、「周囲の理解促進に向けて啓発・教育をしてほしい」ということで、休暇制度の充実だけではなく、それがきちんと取れるような職場づくりや啓発・教育というものも必要だということが、アンケートの中からわかってくるのかなと思っております。続いて、14ページの(14)望まれる相談環境や支援ということで、全体では、「利用できる支援制度の情報提供」が最も割合が高くなっているところなのですが、図表21「気軽に話を聞いてもらえるSNSなどの相談窓口」(年齢別)は、全体では27%となっているのですけれども、12歳～19歳についてはSNSなどの相談窓口というのが50%ということで、若者はSNSなどの気軽に相談できるようなところも必要だということが見えてきます。最後の(15)は自由記述形式の質問になるのですけれども、116人から回答がございまして、希望する支援というところでは「子育てに対する支援を充実してほしい」、「気軽にいつでも相談できる窓口がほしい」、「情報発信・教育を積極的に行ってほしい」といったような意見が多めにあったという形でまとめさせていただいております。今、説明させていただいた市民意識調査を反映した形で、ふじさわ女性支援計画を作成しているという背景をご理解いただければと思います。資料1に戻らせていただきます。3番の基本的な考え方になります。女性を取り巻く

様々な困難は多様化、複雑化、複合化していることを踏まえまして、女性の包括的な支援を推進するため「ふじさわジェンダー平等プラン2030～藤沢市男女共同参画計画～」の別冊という形で、ふじさわ女性支援計画を策定しております。こちらの女性支援計画の評価や検証については、ふじさわジェンダー平等プラン2030で行わせていただきますので、こちらの計画期間と合わせまして、令和13年3月までの6年間という形で、ふじさわ女性支援計画は策定しております。4番の基本理念、今回策定に当たりましての基本理念については、誰一人取り残さないインクルーシブな支援を通じて、すべての女性のウェルビーイングを実現するというものをテーマに据えております。続いて、5番の計画の構成になります。第1章、計画策定の背景と基本的な考え方、第2章の計画の方向性、こちらは今、説明をさせていただいた内容となっております。第3章、重点目標と課題・取組ということで実際的な取組が載っている内容になります。ふじさわ女性支援計画では重点目標として3つの柱を設定しております。重点目標 1、生活上の困難に対する支援、重点目標2、女性に対する暴力の根絶と被害者支援の充実、重点目標3、生涯にわたる健康づくりと性の理解促進ということで、市民意識調査の中で、健康問題の割合が高かったということで、重点目標3に入れさせていただいております。こちらが藤沢市の女性支援計画の1つの特徴かなと捉えております。第4章、関係機関との連携・協働した支援体制の充実ということで、女性を取り巻く様々な主体を繋いで、課題や情報、必要なツール等の提供・共有を通じて支援者を支える施策を推進して、横の繋がりネットワークを形成していきたいという思いで、第4章に書かせていただいております。このネットワークづくりというのは、この会議もネットワークづくりの一つと捉えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。第3章、重点目標と課題・取組ですけれども、資料2にまとめさせていただいております。資料2をご覧ください。重点目標にそれぞれ施策の方向性と取組、その取組を実施・推進していく担当課を記載しております。こちらの冊子には担当課の記載はないので、取組一覧を見ながら、説明いただけたらと思っております。各取組の内容につきましては、この後、委員活動紹介のところで、担当の方から説明していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。続きまして、資料5、ふじさわ女性支援会議でどのようなことをやっていくのかというところになります。ふじさわ女性支援会議設置要綱になります。目的になりますけれども、ジェンダー構造から生じる女性特有のさまざまな問題に対応し、女性の目線に立った適切な支援を行うため、ふじさわ女性支援会議というものを設置させていただいております。この女性支援会議の中で話し合っていく所掌事務になりますが、重点目標の3つとなっております、女性の生活上の困難に対する支援の充実に関する事、女性に対する暴力の根絶と被害者支援に関する事、女性の生涯にわたる健康づくりと性の理解促進に関する事、こちらの3つの重点目標の内容と関係機関等の連携を保ち、適切な女性支援を図るための体制の構築に関する事、主にこの4点について、この会議の中で皆さんと共有をしていければと思っております。具体的に何か決定したり、方向を決めたりという会議ではなく、意見交換や、皆さんの横の繋がりを大切にするような会議にしていきたいと思っておりますので、活発なご意見をいただければと思っておりますので、ぜひご協力いた

できればと思います。簡単であります、説明は以上とさせていただきます。

- 事務局(高橋) それでは、事務局からの説明が終わりましたので、皆様から何かご意見やご質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。

(褒委員挙手)

- 事務局(高橋) 褒委員、お願いします。

- 褒委員 インクルージョンネットかながわの褒と申します。先ほどの報告の中で3000人に対してのふじさわ女性支援計画策定に向けて市民意識調査を行い、921人が回答したということですが、多言語で対応したり、在住外国人のことを意識したりして、調査票を作成して、配布したか。また、その回答の中に外国人女性からの回答があったのか教えていただきたいと思います。先ほど市長の方から誰一人取り残さないインクルーシブという言葉があったと思いますけれども、もしそこが入ってないのだとすると、この調査というのは、もう少し深めていく必要があるのかなと思います。私はインクルージョンネットかながわと別の組織もやっているのですが、藤沢市に住む外国人から、かなりそういった多言語の相談をいただいているので、そこは本当にインクルーシブにしていきたいと思うのです。その辺のご回答いただきたいと思います。

- 事務局(鈴木) ご質問ありがとうございます。こちらの対象者数3000人につきましては、完全に無作為抽出になっております。ですので、どこの国の出身の方かなど限定せず、3000人を自動で抽出したという形になっております。そういった状況もありまして、やさしい日本語や外国語での表記というものをお送りは、できていなかったというのが現状でございます。

- 褒委員 あまりインクルーシブということは認識しなかったということになりますね。やはり、その辺は意識していただきたいなと思います。今後のこの会議の運びですとか、何かどういう方向でいくのかということに関して、もう少し幅を持たせて、日本語が通じる人だけが対象ではないし、国籍が日本でなくても日本語ができる人たちもいますけれども、できない人たちが非常に混乱・困窮に陥っているとという事実があるということ認識した上で会議を進めていただければ、ありがたいと思います。

- 事務局(鈴木) ご意見ありがとうございます。次回、ジェンダー平等プランの改正が令和13年3月までにありますので、その意識調査の際には、インクルーシブの視点もしっかり取り入れて、多言語に対応したような形で対応したいと思いますので、よろしく申し上げます。

- 事務局(高橋) その他、委員の方から何かご質問とかご意見とかございますか。よろしいでしょうか。では、次に進めさせていただきます。続きまして、2の委員活動紹介に移ります。ふじさわ女性支援会議は困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために、必要な情報交換を行うとともに、さまざまな主体が日頃から顔が見える関係を築くことというものを目的としております。資料送付の際にご依頼をさせていただきましたが、ご自身または所属されている団体等のご紹介と、女性支援に関連した取組支援内容につきまして、皆様から、ご紹介をいただきたいと思います。名簿順にご紹介いただきたいと思いますので、まず、委員からよろしく願いいたします。

○井上委員 井上と申します。私は神奈川大学法学部に所属しております、普段は学生たちと過ごしています。専門は法哲学、フェミニズム理論、ジェンダー平等施策について、DV被害者支援等の専門の研究をしています。現在はDV被害者や困難を抱える女性に対する直接的支援はしていませんけれども、以前には、シェルターを運営していた時期もありました。そういうことも踏まえ、現在の日本のDV施策の問題点についてもいろいろなところで発信をしています。先ほども紹介していただきましたが、ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会の委員もさせていただいております。先ほどインクルーシブ視点のご意見も耳が痛い形で伺わせていただきました。皆さんからいろいろなお話が伺えるといいなと思っています。具体的な支援に参画しているわけではないのですが、困難女性の支援法が施行され、委員会ができたことによって、これまでとは違う形で困難を抱える女性の支援が新しいフェイズに入っていくことに、とても強く期待しております。重層支援や伴走支援の必要性も強調されていますし、自治体の福祉施策との協働関係も全面に出てくる形で、日本のDV施策が大きく変わってきていると思っております。藤沢市の女性支援計画の特徴に健康が柱の1つであるというお話がありましたけれども、特色も含めて、これまでの困難を抱える女性たちの支援策がどのように変わっていくのかということに非常に強い関心を持って参加しています。法律によって施策が進むということを期待する一方で、一般市民も含めて、ジェンダー平等なのか、男女共同参画なのか、女性支援なのか、概念上の困惑が広がっているという雰囲気も感じています。先ほどの説明の中で「別冊として」とありましたが、市民にはわかりにくいのではないかと考えています。市民調査でも認知度が低いようですので、その辺りも含めて、皆さんといろいろな話をしていけるといいなと思います。新しくできた仕組みですから、皆さんと情報交換をしながら、藤沢市の施策が進んでいくことを願っています。どうぞよろしくお願ひします。

○事務局(高橋) ありがとうございます。続きまして、本山委員、お願いいたします。

○本山委員 神奈川県弁護士会の弁護士の本山と申します。よろしくお願ひいたします。普段、弁護士業自体が困っている人を助けるというところではあるので、女性に限らず困っている人であればというところではあるのですが、特に女性ということになると離婚や別居に伴っての婚姻費用、養育費がなかなか支払ってもらえないという相談は多く寄せられるところです。婚姻費用なり養育費をしっかりと払ってもらうにはどうするか、払ってもらえない場合にはどうするかというところは普段の業務の中でよく携わっているところであり、よく相談を受けるところかなと思います。あとは破産に関する相談も普段受けますけれども、特に女性となると子育てをしている中で、シングルマザーでというところの相談も正直少なくないのかなと思います。先ほどのお金きちんと支払ってもらえないという話にも繋がりますけれども、一方で仕事がなかなか子育てしながらだと安定しないという状況もあるのかなと思います。弁護士会全体というところで言いますと、女性専用のホットラインや相談会を設けて相談を受け付けています。法テラスや弁護士会でも相談を受けています。先ほどの市民意識調査の中で、これは弁護士会としても広報のところが弱いのか、あるいは弁護士にそもそも相談するハードルが高いのかと感じると

ころでもあるのですが、自分ひとりで何とかしようとしたり、何もできなかつたりというように人が多いというのは、もったいないといえますか、法的にできる限界はもちろんあるのですけれども、逆に何かできる場合もあるので、積極的に相談していただきたいなと思います。弁護士会としても、もっといろいろな活動に取り組まなければならないのかなと感じています。あと、法曹業界自体がそもそも女性の割合があまり高くありません。先日、司法試験の合格者の発表がありましたけれども、なかなか女性の受験者自体が増えなかつたり、合格者がなかなか増えなかつたりするところがあります。その中で弁護士会としては、女性の弁護士と話す機会を設けようというイベントを企画したりはしているのですけれど、そもそも、例えば、まだまだ地方だと、「そんな遠くの大学に行かなくてもいいんじゃない」という話は正直よく聞きます。私自身が四国の出身で、周りでもそういうことは、まだまだあったなと感じています。全般的にまずは女性がいろいろなキャリアを選択できるようになるというところで、女性の支援もそうなのですから、子どもの段階からの支援というのが大事になるのではないかなと個人的には考えているので、今回、さまざまな方々の意見を聞きながら、勉強させていただければと思います。よろしくお願いたします。

- 事務局(高橋) ありがとうございます。続きまして、井本委員、お願いたします。湘南助産師会の助産師の井本と申します。私個人は開業助産師で、母乳相談などをやっています。以前は入院分娩や自宅分娩をしていて、その前は病院勤務をしていました。湘南助産師会は何かということなのですが、上に神奈川県助産師会があって、その上に日本助産師会があるのですが、湘南助産師会自体は60名ぐらいの小さい団体で、私のような開業助産師や勤務助産師や病院やクリニックで働いている助産師や潜在助産師たちがいます。具体的にどのようなことやっているかという、対象は大体女性で、ママたちで、子育て支援にゆとり時間をかけて一対一の関係が作れるところにいるので、支援をしやすいなどは思っています。例えば、ベビーマッサージは集団で行ったりします。命の学習といって、小学生や中学生、ママたち、家族も含めて性教育をさせていただいています。お産カーニバルと言って、これも子育て支援なのですから、子育てママは出掛けるところがないから、何か楽しいこと一緒にしようと、リサイクルを行ったりしています。それから、子育て中のママたちに向けた講座や助産師同士の横の繋がり研修会などを行っています。あと、藤沢市の産後ケアのアウトリーチにも関わらせてもらっているし、分娩施設があるところは、入院やデイサービスも行っています。湘南助産師会自体は助産所が25ヶ所参加しています。今回、女性支援ということで、今までの経験を振り返ってみたのですけれど、私自身の経験だと夕方に母乳マッサージのお客さんが訪れてきたので、「何だろう」と思ったら、何ヶ月かの赤ちゃんを抱えたママが家から締め出されて、うちに来たのですね。それで、よくよく話を聞くとどうも意図的な感じで、でも彼女は、それがDVだとは思っていない。その時に一番役に立ったのが、DV相談窓口案内カードでした。助産院のトイレに置いてあって、時々なくなったりしていたので、必要のある方がいらっしやるのだなと思っていました。あのような広報をまたやれたらいいなと思っています。その時は、「それはもしかして、DVなんじゃないの」ということを話し、ご飯を食

べていただきました。その後、連絡が来て、家が空いたので送り届けるということができたのですが、彼女がその後どこへ繋がれたのか、その後、母乳相談に来られなかったので、わからないのが残念だとは思っています。いくつかそういう事例は確かにこの30年ぐらいの間にはありました。最近思うのは妊娠DVとか、多産DVというのものはないかと思えます。避妊をしないで、妊娠させて、乳幼児を抱えているとき、女性は社会とも隔絶されていて、とても弱い立場で、男の人にとっては、とても管理しやすいのです。そこで全てを管理するという関係性が見えるような妊娠・出産を扱うこともありました。彼女はその後、いろいろなことに気づき、自立していくという道をたどれたのですが、なかなか妊娠・出産・子育てというのは女性にとって一番弱い立場であり、いろいろ問題を抱えているときだというのは、実感しています。病院勤務のときも新生児を置いて姿を消すお母さんもいたのですが、母親だけが悪いのではなくて、その奥には必ず家庭の問題があるのです。私が最近のテレビ報道を見て一番腹が立つのが出産後に新生児を遺棄してしまう事件が起きたときに、大体テレビ報道は酷い女だというのしか伝えないことが多い。そうではなくて、その奥にあるものは何かというのをもっと伝えてほしい。こういうことを伝えていくのも私たちの仕事かなと思っています。もちろん、DVをする男性の方への支援も必要だというのは、わかっています。まずは女性だなというふうに思っています。以上です。

- 事務局(高橋) ありがとうございます。続きまして、宮澤委員、お願いいたします。
- 宮澤委員 宮澤と申します。私は社会福祉士ということで依頼を受けているのですが、私が実は自分自身のことを言うと神奈川県に勤めておりました時期には、生活保護や婦人相談、その頃は婦人相談と言っていますが非常勤の支援員でしたので、そのサポートをする中で、婦人相談所への一時保護などのお手伝いを一緒にしてきた経過があります。そういう意味では、売春防止法が一時保護の根拠になっていた頃のことには非常に矛盾を感じて、その後にDV法ができたりした中では、一般の女性の保護というふうに変わってきた、この経過には非常に関心を持って来ていました。その後、退職後は、生活保護の子どもを支援するモデル事業をやったりして、子どもの支援についても関心を持ってきていました。社会福祉士としては後見人の仕事もしておりまして、障がい者の方や老人の方の支援をしています。私がこの依頼を受けたのは、「女性による女性のための相談会」というのを行ってございまして、この組織は、はっきりした形の組織ではないのですけれど、東京の新宿あたりを中心に、年末にコロナ被害相談村というのが開かれて、その中で女性が相談に来ても、男性中心でなかなか相談しにくいという声を聞いて、女性たちだけでも相談会を持とうという声が上がって、何回か開催されてきたのです。その中の神奈川の仲間で、「ぜひ神奈川でも、やりたいね」という声が上がって、第1回を2022年10月に開催して、その後横浜、川崎、大和で開催しました。今、お話したように、女性には、やはり男性に相談しにくい生活の周りの相談事があります。家族のことを優先せざるを得ない状況にあり、自分のことを後回しになっているという実態があって、相談窓口にたどり着いても、相談員が男性であったすると、言葉だけで、心に傷をつけてそれ以上繋がらないという事例も実際あったりして、私たちは、東京で始められた労働

組合や市民団体とか、弁護士さんたちの集まりに倣って、神奈川でもそういう方たちに声をかけて、NPOでやってらっしゃる方もあれば、弁護士さんや個人の資格でやってらっしゃる相談員の方たち、ボランティアで食料配給などをしてらっしゃる方たちなどにいろいろな人づてで声をかけて集まって、形としては恒常的な団体ではないのですが、非常に優秀な方たちがいらして、実行委員会をつくと60人から80人ぐらいの方が、手弁当で集まってやってきました。神奈川県や地元の市の後援、県の弁護士会とか地元の社協の後援などを受けて、物資の提供なども受けながら、4回の相談会をやってきました。私たちのメンバーは、初めてこういうことに関わるという方も多いので、学習もして、著名な方の講演で研修をしながら、誰が支援者で誰が援助を受けるという関係よりも、お互いに自分たちの力を出し合って行こう、支援する側とか、される側という立場を取り払って、悩みや不安を話せるような場にしたいということと、安らぎでもあるように、例えば、自分の技術でマッサージができるとか、ヨガができるとか、そういうチャンスもその場にきたら巡り会えるようにしたいということで、気軽に参加できるという工夫をしながらやってきています。ですから、会場を確保するのがとても大変で、ある程度フロアを占有するなど工夫をしてやっているのですが、会場選びがとても大変ですが、地域や市の協力を受けたりしながら、今までやってこられています。来場者からは「味方がいて嬉しい」、「優しく温かく迎えてもらって相談しやすかった」、「気分がスッキリした」などの感想が寄せられています。今後も1年に1回の実施を目指しているのですが、みんながそれぞれ仕事を持ちながら、ネットでの会議が中心で、リアルな会議は研修も兼ねて行っているような集まりなので、なかなか大変なのですが、こういうネットワークができる力を借りる機会にもなると思って、この会議に参加させてもらっています。よろしくお願いします。

○事務局(高橋) ありがとうございます。続きまして、北川委員、お願いいたします。

○北川委員 ウィメンズハウス花みずきという団体から来ました北川訓子といいます。よろしくお願いします。花みずきという団体は女性の相談室から始まった団体なのですが、女性への生活支援と自立支援施設を26年間やっている団体です。施設といいますが、小さな団体ですので、建物を持っているわけではありません。マンションやアパートの部屋をいくつか賃貸で借りております。小規模ではありますが、年間延べにしますと700~900人ぐらいの利用がありまして、今現在も赤ちゃんを連れた母子の利用が継続されています。途中で支援はもちろん必要なのですが、日々感じておりますのが、支援したその後や、重症化する前に相談する人がいなかったのか、どこか繋がれるところがなかったのかといつも感じていました。そのようなこともありまして、支援をして終わりではなく、その後、地域の中で生活していかなくてはいけないわけですので、地域と繋がる体験を重ねてもらいたいというところから9年前に地域と交流できるスペースというものを事務所の隣にオープンして、社会との繋がりを絶たれていたり、自分でいろいろなことを考えるという力をなくしてきたりする人が多いので、地域で生きていくためにエンパワーメントできるようなスペースをとということで運営してまいりました。そしてさらに、事務所の隣とかですと地域的に限られてしまいますので、駅近で利便性があり、いろいろな人が通いやすく、気軽に寄って相談するまでには至らなくても誰かに話を聞

いてもらえたり、役所に相談するまでもないのだけれど、ちょっとした相談ができたりする場ということで、今年の7月から神奈川県との協働事業で神奈川県川崎市、小田急線の生田駅から1分ぐらいのところに「E-Basho」という、誰でも寄れる居場所というものを作りました。まだオープンして5ヶ月しか経っておりませんので、徐々に広げているところなのですが、市民意識調査にもありましたように、「自分だけで何とかしようと思った」とか、「どこにも相談しなかった」と言って、重症化してしまう方たちを少しでも救えるようにというのと、うちの施設を卒業した人たちが、戻ってきて、相談まではいかなくても近況報告ができたり、アフターフォローができたりするような、そんな居場所を作って活動しているところです。施設と居場所の2本立てで、ただ生活支援するだけではなく、支援の前と後というのを考えなくてはいけないなと思って活動しています。今回この会議に参加させていただき、いろいろな分野の方たちと意見交換できることを楽しみにしておりました。よろしく願いいたします

- 事務局(高橋) ありがとうございます。続きまして、中田委員、お願いいたします。
- 中田委員 皆様こんにちは。社会福祉法人神奈川県民生福祉協会の中田と申します。よろしく願いいたします。私どもの法人は戦後まもなくの頃から婦人保護事業を主体としてやってきました。前身となる法人も含めてということになりますけれども、現在は神奈川県立の施設である神奈川県女性自立支援施設を県の指定管理者ということで運営を任されています。主な役割としましては、中長期的な支援に加えましてシェルターの機能も併せて持つというようなことで、さまざまな困難を抱える女性の方たちの支援を行っているところでございます。それに加えまして、9月30日に新たに通所型支援事業を「こもれび」という名前をつけた施設のサテライトとして藤沢市内で行うことにしたところでございます。始まって間もないですけれども、今現在4名の方が登録していただいています、週3日開所なのですけれども1日あたり2~3人の方がお見えになるというような状況でございます。年代的にも20代~70代までということで幅があり、通われている方のお住まいも県内いろいろなところから来ていただいています。この事業は、地域で生活をされている困難な問題を抱える女性の皆様の中で、なかなか入所型の施設には、いろいろなご事情の中で入れないけれども、何らかの支援を受けたい、あるいは居場所となるような場所が必要ということを県の調査などを通してニーズとして把握され行うことになりました。そして、どこの場所に設定しようかということを経験してきて、県の中で交通の要衝でもあり、また女性支援も含めていろいろな活動を積極的に取り組まれている藤沢の地で、行えればというようなことで場所を探していたところ、比較的駅の近くで事業が行えるところが見つかり、この地で事業をさせていただくということになったという経緯がございます。また、私どもの本体であります女性自立支援施設ですけれども、今年度、特に緊急での一時保護の事例の方が多くなっているというような状況がありまして、年代も10代~70代、80代の方も今いらっしゃいますけれども、そういった中での支援の展開をさせていただいているところです。私どもが施設の支援としてやれることは限りがありますが、意識しておりますのは、入所の前、入所中、退所後も含めまして、切れ目のない支援を、いろいろな機関との連携、役割分担をして繋

げていくというようなことも含めて、その方にとって必要な支援が必要な期間、提供ができるようにと意識しながらやっております。ですので、こういった会議もそうですけれども、できるだけ多くの社会資源と繋がりを持ちながら、1人ひとりのニーズに合った支援が協力関係の中で提供ができるようになることを願いながら、私どものできることは限られておりますけれども、支援を進めさせていただいております。今回もこういった機会をいただきましたので、皆さんのお話を聞きながら、新たに学ばせていただきたいと思っておりますし、必要な繋がりを今後も持たせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(高橋) ありがとうございます。続きまして、褒委員お願いいたします。

○褒委員 インクルージョンネットかながわの褒と申します。女性支援ということを考えてときに、女性である当事者でありますけれども、自分の権利が守られているのかということを考えてときに、少しも守られてこなかった。生まれてこの方、権利を守られたことは一度もないということを考えざるを得ないです。皆さんと違ってただ女性だということではなく、私自身が外国籍だということで、ダブル差別、要するにダブル無権利という状況に置かれてきたということが大きな原因だと思います。そういう方々は少なくなく、神奈川県内だけでも36万人の外国人が住んでいて、役所などに行くと意外にスルーされてしまうかのことが非常に今でも多いかと思っております。インクルージョンネットかながわは2010年に生活困窮者自立支援を実施するにあたりモデル事業として、パーソナルサポートモデル事業が立ち上がったときに、横浜市が手をあげて、そこから私たちに委託をしてきたわけで、最初からあった組織ではないのですが、神奈川県内のホームレス、女性、外国人、若者、子育て、不登校、ひきこもり、教授、社会福祉士、弁護士さんや司法書士さんなどで一緒になって立ち上げて、その事業を引き受けたという経緯がございます。要するに、あの困窮何でも屋みたいなのところがあって、皆さんのところも多分そうだと思いますけれども、1つのことで相談が来るといろいろ話を聞いていくと、とても複合的で困難な問題を抱えている方々が非常に多い。15年ほど、そういった連携の中で支援活動を行ってきました。神奈川県から今受託している女性相談は令和3年からなのでもう5年目になります。女性たちからの相談を受けていると、10代~80代まで本当さまざまな方々が相談してきます。この前、どこかで、お話を伺ったときに、日本の自殺者の40%が10代だということで、衝撃だったのですが、10代の女性から毎日かかってくる電話も受けていて、本当は若者たちがキラキラ輝いていなくてはいけないのに、輝けない状況にある。希望が持てない状況にあるということも、私たちは実感せざるを得ないような状況にあります。少し気になっているのは、40代前後の人たちがキャリアもあってお金もあるけども、それ以上の責任を負わせられることになると自信がなくなって仕事を辞めてしまう。男性も女性もそうですけれど、かっこいいことを言って辞めるのだけれど、結果的には次の就職にプライドがあって踏み込めないとか、現実的には蓋を開けてみるとそんなに能力はなかったなどいろいろあります。そういう人たちが自分の能力に合わせて生きていける環境をつくるのが、非常に大事だなと思っておりますが、なかなかそういうふうにはいかず、結果的にそれが1年、2年ならともかく、60歳を超えるまで後を引きずってしまい、それ

で最後に債務が重なるとか、いろいろなことが起きていきます。そういった人たちを私たちは支えているのですけれど、やはり支えるということが、ずっと続くということは全く良くないのですが、支えるものとしての一番悪い癖は何かというと、抱え込むということがあります。抱え込まずに、いろいろなところと連携して、皆さんのお力をお借りしながら、1人の人の自立、その人なりの自立を目指して、活動していかなくてはいけないなというふうに考えております。権利ということを横に置いて支援にだけ走るということは、避けたいと思いますけども、どうしてもそういうふうになってしまうというのが現実です。女性の権利と言ったときに女性だけが良くなるということではなく、実はよく聞いてみると男性の権利はあまりなくて、非常に男性たちも苦しんでいる中で生きている。社会が男性有利に今までずっと動いてきたので、いかにも男性たちに問題がないかとは思われますが、私は男性の解放なしに女性の解放はないというふうに考えております。例えば背が高くなくてはいけない、お金がいっぱいなくてはいけないとか、カッコいい車を持ってなくてはいけないというものは全部男性にとって負担になるだけで、何もいいわけでもなくて、女性たちもそれを求めていく、自分がないものを求めて楽をしたいというふうなところからそういう発想は生まれてきたと思いますが、やはりそれぞれが自分なりの自立をしていくということを目指す。私たちはそのお手伝いをするというふうに捉えて、女性支援にこれからもあたっていきたいと思います。今日は初めての方がほとんどなので、いろいろ教えていただきながら皆さんといろいろ話し合いをしていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○事務局(高橋) ありがとうございます。続きまして、内野委員、お願ひいたします。

○内野委員 皆さん、こんにちは。東京ガス神奈川西支店の内野と申します。よろしくお願ひいたします。まず藤沢様と東京ガスが今、包括連携協定を締結させていただいておりまして、主にゼロカーボン推進課の皆様と、脱酸素とか環境教育とか、市民の行動変容というところで連携をさせていただいて推進をさせていただいております。私はガス会社に40年ぐらいいるので、女性支援という言葉自体そういう職場に属したことがないので、知見などが全くございませんが、会社で推進している取組事例などをここでご紹介をさせていただいて、女性支援に協力をさせていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。お手元に東京都の産業労働局と書いてある資料をお配りさせていただいておりますので、ご紹介をさせていただきます。東京都の産業労働局に取り上げていただいた記事となりまして、投稿日が今年の8月になっております。当社内でどのような取組をさせていただいているかを少しご紹介します。表目の一番下の方に「誰もが活躍できる組織の実現」とありまして中段のところ、休暇制度やガス制服(ユニフォーム)の見直し、セミナーを通じた管理職の意識改革など女性特有の健康課題に対する施策に短い期間で次々に取り組んでいますというところでございます。次のページに、ポイントを3つ記載させていただいております。1つ目が管理職層の意識改革により、女性特有の健康課題の悩みを相談しやすい職場づくりを推進しているということです。2つ目が会議における休憩のルール化、搾乳スペースの確保、不妊治療のための長期休暇も取得可能になりましたということです。最後3つ目がトップ層の女性が

自分の健康課題の体験談を共有して、女性従業員をエンパワーメントしているというところがございます。次のページに、制度・福利厚生、管理職向け意識改革、サポートする組織ということで大きく分けて3つのアプローチで取り組んでいますというところがございます。制度・福利厚生については、年次有給休暇のうち毎年失効する分を最大55日まで積み立てられる保存休暇制度がありまして、それを生理休暇や妊娠中の通院や不妊治療のための休暇として利用ができますというところがございます。次は2021年4月からライフデザインサポート休暇・休職を導入しています。不妊治療のための休職制度で最大1年間取得できますというところがございます。下の方に行ってくださいまして管理職向けの意識改革というところで、2023年に見て聞いて知って女性特有の健康課題フェムテック体験セミナーを開催しております。こちらは社内外の女性役員によるパネルディスカッションやフェムテック製品も提示をさせていただいて、男性管理職を中心に約600名が参加をしております。ページをめくっていただきまして、2023年に女性特有の健康課題に関する社内アンケートを行っております。グループ全体から男女合計600名の回答をいただいております。職場で女性特有の健康課題で困ったことのある女性の従業員が約7割に及ぶことがわかりました。次のページのご紹介をさせていただきます。男性をはじめとした周囲の共感を促して、意識改革と行動変容を推進するため生理痛の体験会を開催させていただいております。ここは各部門から男性約20名が体験をしております。そのページの一番下の方に、1時間以上の会議には5分以上の休憩を取るというルールも策定をしております。次のページが、生理痛体験会の様子の写真でございます。真ん中あたりにフェムテックインナー吸水ショーツの導入をトライアルで実施、今年2月からマタニティ制服(ユニフォーム)も導入をさせていただいております。23年からは全社に生理用品を防災備蓄品として常備し始めております。次のページで、「取り組んでありがとう」という一方で、一部の社員からは「オープンに話すのを望まない女性もいる」という意見をいただいたりもしております。生理痛体験会実施後は自分の職場でも体験会をしてみたいといった相談があったり、女性特有の健康課題をテーマにディスカッションを実施した職場があったりとか、各職場での取組が広がっております。下に行きまして持続的な成長ができる組織企業グループに変革していくことが最大の目的であります。阻害要因を取り除き、女性が生き生きと活躍できる取組を今後も進めていきたいというのが東京ガスでございます。一番後ろのページに従業員数が書いてあるのですが、東京ガス従業員数7200名、女性の従業員が1200名、女性の割合が17%ぐらいになります。女性の割合はそれほど高くない会社ではございますけれども、いろいろな取組を事例共有させていただいて、今後ご協力をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

- 事務局(高橋) ありがとうございます。続きまして、高橋委員、お願いいたします。
- 高橋委員 神奈川県母子家庭等就業・自立支援センターのセンター長をやっております高橋と申します。よろしくお願いたします。お配りした資料をもとに、やっていることをご紹介します。あと個人的に経験してきたこととお話します。神奈川県母子家庭等就業・自立支援センターなのですけれども、神奈川県のご委託事業として、私たちは日本キャリア

コンサルタント協会というNPOに所属しております。全員がキャリアコンサルタントで、困難を抱えている方の相談に乗るといところから受託しているということになっております。場所なのですが、地図が書いてあるのですけれども、ここからすぐ近くで歩いて2~3分のところに事務所があります。もし見学などのご希望がありましたらご連絡いただければ対応したいと思います。母子家庭等といところでは実際にシングルマザーの相談が圧倒的に多いのですけれども、等がついておりますので、本当に少ないのですけれども父子(お父様)からのご相談というのもあります。ただ圧倒的に多いのはシングルマザーの方です。やっていることは仕事探しの支援と養育費相談ということになっております。仕事探しといった面では、キャリアコンサルタントがやっているというお話ししましたので、仕事に関する条件など、ご自身のお話を伺った上で、「こんな条件のものがあるよ」とか、応募書類の作成などを支援しています。もともと人事系のところにいた方とか、ハローワーク系のところにいた方もいて、応募書類などに慣れているというメンバーも結構おりますので、そういった人たちで、「こんな書き方がいいよ」などと話をしたりしています。仕事探しといった面ではそういったことをやっております。赤ポチが3つありますけれども、3つ目のところで、これは県の社会福祉協議会と協力してやっているところなのですけれども、ひとり親家庭の家賃の補助をするなどの入口として関わっているというのがあります。それから就業支援講座といところでは、実際に仕事をするとなると、スマホは皆さん大体使えるのですけれども、パソコンは苦手という方が多いので、仕事となるとやはりパソコンを使うので、使えるとやはり採用されやすかったり、実務でも使えたりということがありますので、パソコン講座をメインにいろいろやっております。あと、教育費の相談を受けたりしますので、ファイナンシャルプランナーの資格を持っている者もおりますので相談に乗ったりということをやっております。養育費のところなのですけれども、こちらキャリアコンサルタントではなくて、私どものセンターから、家庭裁判所の元調停員の方をお願いして、先ほど本山委員からお話があったような、「養育費が払ってもらえないんだけど」とか、「途中からもらえないんだけど」といった相談に乗るといようなことを予約制でやっています。それから、県の事業ですので、養育費確保支援事業といところでは公正証書を離婚するときには作ると思うのですけれども、作る時に費用がかかりますので、補助をする窓口もやっています。私たちがやっている仕事といのはこういったところなのですけれども、センター長とは言いながら、プレイングマネージャーでして、相談にも乗るし、いろいろ実務や日々の業務の運営もやっております。私は半世紀以上、藤沢市民でして、藤沢で何か私の経験が役立てたらいいかなと思っているところ、お声掛けいただいたので、ぜひお願いしますということで今回こちらに参加させていただいております。センター長を始めたのは去年からで、もともとは理系女子だったので、女性が少ないメーカーで最初は現場にいたのですけれども、その後人事部に行って、マネージャーの仕事をしていました。女性が少ないところでも働いてきたし、経営に近いところで経営者という視点で人を雇って、働いてもらっているのだといのも近くで見えてきました。県内の別の市で生活困窮者の相談窓口の仕事をしたこともありますので、いろいろな方にあたり、いろいろな立場になったりしてきました。そういったところで、力があるのだけれどもでも、

何か制限があって、うまく力が発揮できてないといった人たちを支援したいなという思い  
でおります。皆様いろいろな立場で知見を持ってらっしゃると思いますので、協力して、  
いろいろなお話ができたらいいなと思っております。よろしく願いいたします。

○事務局(高橋) ありがとうございます。ここからは庁内委員の方に移ります。加藤委員、  
お願いいたします。

○加藤委員 障がい者支援課の加藤と申します。よろしく願いいたします。障がい者支  
援課で行っております主な業務といたしましては、まず障がい者手帳の交付申請や、障  
がい者の方の医療費の助成、あと障がい福祉サービスの給付、障がい者差別の解消な  
ど幅広い障がい者施策を行っているところでございます。業務を行っている中で障がい  
と一言で申し上げましても、まず身体障がい、知的障がい、精神障がいとあり、その中で  
もやはり部位が違うとか、程度が違うとか、本当に人それぞれで、様々な困難を抱えて  
いらっしゃって、やはり、その方に合ったサービス支援が必要なのだということを日々感  
じております。そういった困難を抱えている方々に我々は制度であったり、サービスであ  
ったり、そういったものを活用していただいて、その方々が自分らしく、生活ができると  
か、自立、社会参加が目指せばいいなと日々感じております。そういったサービスの  
支給の認定をするにあたって、障がいがある方と面談を行うのですけれども、生活の状  
況など突っ込んだ内容を聞きますので、やはり女性の方だと、女性の職員に対応して欲  
しいといった希望もございますので、そういった配慮はしております。あと、アンケートの  
方にも記載をしておりますが、やはり障がい者の虐待というところで、男性も女性もある  
のですけれども、特にその性的虐待という部分では女性が被害者になるということが多  
いというところで取り上げさせていただいているのですけれども、そういった虐待の防止  
なども行っております。以上です。

○事務局(高橋) ありがとうございます。続きまして、広瀬委員、お願いいたします。

○広瀬委員 高齢者支援課の広瀬と申します。よろしく願いいたします。高齢者支援課  
の業務内容なのですけれども、要支援・要介護者の方などを対象に在宅福祉サービス  
の提供、生きがいづくりなど在宅生活の支援を中心とした事業を行う在宅生きがい担当  
と高齢者のさまざまな相談・困りごとに対応していく包括予防担当と、大きく分けると2  
つの担当があります。包括予防担当では虐待相談も行っているのですけれども、やはりど  
ちらかというと女性の方が多いかなというところで、女性相談員も含めて、人数を揃えて  
相談を受け入れるような体制をとっております。資料2の10番にあります家族介護者教  
室の開催とあげさせていただいています。こちらは、在宅の要援護高齢者を介護する家  
族などを対象に介護者同士の交流や介護に関する知識を学んでいただき、介護者の身  
体的・精神的負担、ストレス軽減ですとか交流を通じて孤独や孤立の軽減、解消を図る  
ことを目的として行っている事業となっております。具体的には市の職員が年に2~3回  
ほど直接講演会などを行ったり、周知啓発を行ったりするものと、地域のニーズに合わ  
せて、より効果的なものにするために委託事業として、医療法人や社会福祉法人の方に  
委託を行う委託事業も行っております。女性支援計画にもありますライフステージを踏  
まえた社会啓発の推進の中でも、介護者がいる世帯において、介護者の主な性別は女

性が7割ということがあるのですけれども、実際にこの委託事業の中でも、昨年の実績なのですけれども、参加者472名のうち女性が362名とこちらも7割～8割ぐらいの参加者が女性となっております。そういったところで、こちらの事業の方を掲げさせていただいております。以上です。

○事務局(高橋) ありがとうございます。続きまして、安西委員、お願いいたします。

○安西委員 皆様、おはようございます。生活援護課の安西と申します。よろしくお願いたします。生活援護課では生活保護の業務を行っております。また、藤沢市では生活援護課の中に女性相談支援員が配置されておまして、現在、会計年度任用職員3名が、従事しております。やはりDVの相談が多く、その他は、住基支援措置の聞き取りの相談も多く受けております。昨年度の相談件数ですが、来所で相談された方が541件で、お電話での相談が674件で、合計 1,215 件でした。ほぼ半数が暴力に対する相談になっております。その内訳としても、夫や交際相手からが多くそれ以外では、子どもや親族からということになっております。年齢層も10代～60代、70代の幅広い相談を受けております。相談の内容として先ほどお伝えしたようなところと、あとはリピーターというか話を聞いて欲しいという相談も多く受けており、女性相談員が丁寧に聞き取りをしているというような状況になっております。相談をされる方はやはり話を聞いて欲しいという気持ちが強いため、安心して話せる人・場所というのが、ご本人にとって大事であると、日々一緒に業務をしていて感じることはありません。そういった場所や時間を提供できるとともに皆様と連携をしながら、様々な支援を組み合わせて、その方の自立に向けた後押しができたかと考えておりますので、今後ともよろしくお願いたします。以上です。

○事務局(高橋) ありがとうございます。続きまして、高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 皆さん、こんにちは。地域福祉推進課の高橋と申します。地域福祉推進課では、生活困窮者向けの自立の相談であったり、成年後見であったり、または地域福祉計画を推進するという立場で、いろいろな地域づくりであったりといった部分を受け持つような課でございます。併せて、先ほどお話もあった重層的支援体制整備という中で、包括的な支援体制というのを市の中でどういうふうに作っていかうかといったところも考えていくといった部署でございまして、そういった中で、女性をどういう形で支援していくのかという視点も含めて、一緒に考えていけたらなと思っております。あとは生活困窮の自立相談の中では、先ほどお話にあったようなで養育費がもらえなくて、生活困窮をしている方のご相談は実際に入ってくる場面があって、そういったご家庭をどういうふうに支援していこうかというところを、市が持っている資源や、民間の資源等を用いながら、いろいろなところを繋げて支援していければということで、繋げているところがございます。また重層的支援体制整備の中で、複雑で困難なケースにつきましては支援機関を集めて、会議などをしながら、そのご家庭(世帯)をどういうふうに支援していこうかというところで、みんなで支援をさせていただいているといったところが現場では始まっているのかなと思っております。ここで得た知見を生かしながら、また皆様と連携する場面などを今後考えながら、参加できればと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○事務局(高橋) ありがとうございます。続きまして、一色委員、お願いいたします。

○一色委員 皆さん、こんにちは。健康づくり課の保健師の一色と申します。本来は青柳が委員なのですが、今日は他の業務の関係で、私が代理で出席させていただいております。健康づくり課ということで、先ほど事務局の説明にもありましたが、この計画策定に当たった市民意識調査で、健康問題というところが、かなり上位を占めているという部分で健康にも着目した計画になっているというのが特徴という説明がありましたけれども、その健康の部分を担当しているのが健康づくり課になります。健康づくり課では、子どもから高齢者までの予防接種やがん検診などの健康診査、あと健康づくり事業ということで、市民の方に対しての健康教育や相談を行っている課になります。健康づくり課では、昨年度、藤沢市の健康増進計画第3次を策定いたしました。今年度から令和18年まで12年間の計画になっております。今年度が、初年度ということで進めているところです。これは国の健康日本21第3次や神奈川県のかながわ健康プラン21第3次とふじさわ女性支援計画などの庁内、各課で立てられている計画にも健康という視点が入っていますので、さまざまな計画と整合性を合わせながら、進めていくような計画になっています。健康増進計画第3次に新たな視点として入っているのが、ライフコースアプローチという視点で、人の生涯を時系的にとらえる考え方ということで、今ある健康状態というのが、それまでの生活習慣や社会情勢などの影響を大きく受けて、今に至っている。さらには、その次の世代にも自分の健康などが影響をしていくということで、今までライフステージという、それぞれのステージごとの健康課題というのがあったのですが、ライフコースアプローチは時系的に見ていくというところで、今回新たな視点として入っているものになります。その中で特に女性は、思春期とか性の成熟期、更年期、老年期ということで、女性ホルモンが劇的に変化するという中では、各ステージにおいて健康課題も大きく変わってくるということで、健康増進計画第3次の中でも、女性という部分を特化して対策していくということを策定させていただいております。この計画立てる前にも市民のアンケートをとらせていただいた中では、藤沢市における女性の主な健康課題としましては、若年層に痩せの傾向が多いということで将来の骨粗鬆症や骨折のリスク、今の要介護状態になる大きな要因としては骨折というのものがあっておりますので、そういったところが多いということですか、あと若年層の身体活動運動習慣が低下をしているということ、あと、妊婦さんですと、若年層の方の喫煙率、特に加熱式たばこの普及によって喫煙率が増加しているという部分と生活習慣病のリスクを高める量の飲酒をしている女性の増加。あと、女性特有のがん、乳がん、子宮がんの罹患者数の増加ですとか死亡率の増加というところ。更年期障害に伴う心身の不調というものを、藤沢市の女性の健康課題としてあげて対策をしているところになります。こういったところにつきまして具体的な対策としましては、乳がん、子宮がん検診の検診率を増加させ、あと健康教育、講演会や教室などを中心に普及啓発をさせていただきながら、女性特有のことを考える機会というのを市民の皆様にも提供できたらと思っています。困難を抱える女性というと、福祉の分野がメインになるかなと思うのですが、保健という分野からいくと健康がないと、生活基盤が揺らぐ大きな原因にもなっているというところでは、健康をどう支え

ていくか、保健と福祉をどう連携して進めていくかというところが非常に大事だと思いますので、そういった視点でも皆様と意見などを交換できたらと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局(高橋) ありがとうございます。続きまして、齋藤委員、お願いいたします。

○齋藤委員 皆様、こんにちは。藤沢市保健所保健予防課の齋藤と申します。私も保健師をしております。保健予防課では、主に結核や性感染症の保健予防担当と精神保健担当の2つの担当がある課になりまして、私は精神保健担当をしております。主には精神的に課題のあるご本人からのご相談や、家族のご相談、関係機関の相談を受けております。私は自殺対策を担当しております。第2期ふじさわ自殺対策計画がございまして、そこでも女性の自殺対策の推進を基本施策の1つに位置づけております。ご相談を受けている中でも、生活困窮の話や家族介護の問題など保健予防課だけでは解決できない問題もありますので、他課に繋ぐなど連携しながらやっているとございまして。事業としましては、こころの健康セミナーをオンラインで年7回開催したり、講演会を実施したりしております。講演会については、今回は最近、問題になっているオーバードーズをテーマに行いました。自殺者数は全国的には男性が女性の2倍ですけれども、自殺未遂者になりますと、10代、20代の女性の搬送件数が増えております。主な理由としましては、市販薬の過量服薬(オーバードーズ)で、件数が増えているところとございまして。国の自殺対策基本法でも、自殺未遂者の継続的な支援が必要だと謳われておりますので、そういったところを市としては、課題に感じて事業化しているところとございまして。また、自殺未遂者の支援者への研修も大切であり、支援者向けの研修も企画しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(高橋) ありがとうございます。続きまして、鶴井委員、お願いいたします。

○鶴井委員 こども家庭センターの鶴井です。こども家庭センターには3つの担当がございまして、障がい児の支援をする担当、子どもの発達相談の担当、虐待や支援が必要な家庭を支える子ども家庭担当の3つがございまして。障がい児支援担当につきましては、障がい者支援課は主に18歳以上ですが、こども家庭センターでは18歳未満の方の障がいのサービスの申請受付ですとか、例えば療育に通いたいとか、放課後等デイサービス使用したいという方の相談やサービス利用に係る受給者証の発行等を行っております。発達相談に関しましては、保育園や、親子すこやか課で実施している健診等で発達が気になるお子さんがいる場合に、こども家庭センターに繋いでいただいたり、ご自身で発達が気になるからということで相談に来られる親御さんもいらっしゃいます。子どもの育てにくさという中で子育てに悩みを抱えている親御さんは、たくさんいらっしゃいますので、そういう方にその子の特性に合わせて、どんな支援、どんな関わり方をしているのかといったアドバイスをしたり、一緒に考えたりしながら相談にに応じています。子ども家庭担当は、いわゆる虐待ですとか虐待のリスクがありそうなご家庭、支援が必要なご家庭、そういう方たちに対して、支援を行っていくところで、児童相談所と一緒に家庭を支援していく場合もございまして、近隣からの通告等によって、実際にそういった家庭に入っていく「そういうことはいけないこと」とお伝えしたりしながら、虐待の

予防や子育てを支援していくというようなことを行っております。夫婦げんかが最近多く、子どもの前で夫婦げんかをするとう心的虐待ということになってしまいますので、警察の通報で繋がるというケースも増えてきています。こども家庭センターにはさまざまな複合的な課題を抱えている家庭が多くありまして、その場合、こども家庭センターだけでは解決できないこともたくさんありますので、こういった場を通じて関係機関との横の繋がりを築いて、地域資源も把握しながら、よりよい支援に繋がるように努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(高橋) ありがとうございます。続きまして、浅木委員、お願いいたします。

○浅木委員 親子すこやか課の浅木といいます。よろしくお願いいたします。親子すこやか課には担当が2つありまして、母子保健、母子健康手帳とか、乳幼児健診とかを担当する母子保健担当と支援センターなどを担当する子育て支援担当があります。私は母子保健の担当になりますが、母子健康手帳の配布、妊娠中の面談、産後のハローベビー訪問、お子さんの健診等いろいろな場面で母子の方と関わることが多くあります。なかなか妊娠や子育てに関する悩みだけではない家族の問題、お金の問題、いろいろな複合的な問題を抱える家族も多くありますので、その場合にはいろいろなところと連携しながら、やらせていただいている現状です。あとは今回の計画の中に入っていたプレコンセプションケアでは思春期保健教育、中学校などにも行かせていただいて若いうちから性に対する正しい知識を得ることで将来的に自分らしい自分の望む選択をできるようにということで、プレコンセプションケアの推進を今始めているところです。あとは事業の中で不妊治療費の助成事業、妊婦のための支援給付、低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成、妊産婦健診、産後ケア事業などいろいろな事業を行っております。今後ともいろいろな場面で皆様と連携することが多くあると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(高橋) ありがとうございます。続きまして、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 こんにちは。こども青少年部子育て給付課の鈴木と申します。子育て給付課では児童手当、児童扶養手当、小児医療費助成など手当・助成に関する業務を3担当で行っておりますが、私は児童扶養手当を担当するひとり親家庭支援担当に所属しております。担当内では、今申し上げたような児童扶養手当の認定はもちろんですが、ひとり親家庭の方が必要な支援を受けられるように、ひとり親になる前から、ひとり親になった後も相談を受けております。例えば、ひとり親として生活していくことへの悩み、離婚前後の問題や手続きについてですとか、どのような手当がもらえるのか、どのような助成があるのか、仕事を見つけない、資格を取りたい、子どもの進学にかかる費用の相談など母子父子自立支援員が相談を受け、内容に応じて専門の窓口を案内するなどしております。よろしくお願いいたします。

○事務局(高橋) ありがとうございます。続きまして、昇委員、お願いいたします。

○昇委員 産業労働課の昇と申します。産業労働課では、主に産業の活性化として地域経済を循環させていくことを目的として、商業担当や工業担当という担当があるのですが、私も産業労働課の労働の部分でして、労働者に対する施策を行っている労政

担当というところになるのですけれども、労政担当では労働相談、就労支援、ワーク・ライフ・バランスの推進といったところの法律改正の周知、障がい者雇用の促進などを行っています。基本的には勤労者全般という形で市民全体に対して行っている事業が、大半なのですけれども、女性に対する特色ある事業としまして、昨年度から国の女性活躍推進交付金を活用させていただいて、女性デジタル事務人材育成事業という事業を行っておりまして、子育て等でキャリアがストップしてしまっている女性も多いという状況の中で、そういった方々がまた社会に進出するために手助けできるように、またICTがで、なかなかついて行かれないという女性も多いというところがありますので、そのような方に対してデジタルスキルを習得するセミナーをして、またセミナーに参加した方々が地域に就職できるように、ハローワークさんとか商工会議所さんと連携して、地域で働けるように就職マッチングの場を提供するような形での事業を行っているというところなんです。そういった形で、今、人口減少から労働者不足という大きな課題がありますので、うまく対応できていかれるように、また女性の社会進出を後押しできるような施策に繋がっていければいいなと思ってやっていますところなんです。皆様方と、引き続き情報共有させていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(高橋) ありがとうございます。続きまして、本間委員、お願いいたします。

○本間委員 皆さん、こんにちは。藤沢市教育委員会教育指導課の本間と申します。私は指導主事をしております。教育指導課の主な事業としては、教科教育の充実、人権・環境・平和教育の充実、支援教育の充実、教職員の研究・研修の充実などがあげられます。藤沢市には小学校が35校、中学校が19校、特別支援学校が1校あります。その学校教育が円滑に行われるように、指導、支援をしております。女性支援に関連した取組という点ですが、女性だけに関わるものではないのですが、人権教育、それから支援教育が充実するように教職員に機会を捉えて周知啓発を行っています。また子どもたちへの心身の発達や性に関わる教育としては、性犯罪・性暴力の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育として命の安全教育があげられます。学校現場では児童生徒の発達段階に応じて、命の安全教育が推進されるように進めておりますので、児童生徒指導担当者会等、研修会の中での情報提供を行ったり研修を行ったりしながら、子供たち一人ひとりを尊重して、関わられるような態度を身につけることを目指しております。教育指導課には学校教育についての相談がさまざま寄せられます。子どもたちに関する相談は学校と連携を図りながら、対応しているのですが、家庭環境に関する相談や子育ての不安なども寄せられることがありますので、必要に応じて関係機関と連携を図りながらの支援をしてみたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(高橋) ありがとうございます。皆様からいろいろな取組等をご紹介いただきましたけれども、会議を契機にいたしまして、日頃から連携をとって女性の支援を進めていければいいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、3議題(1)正副会長の選出に移りたいと思います。ふじさわ女性支援会議設置要綱の第5条によりまして、会長及び副会長は委員の互選により決定することと成っております。ま

ずは会長から決めていきたいと思いますが、どなたか意見はございますか。

(高橋委員挙手)

○事務局(高橋) 高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 委員の高橋です。会長には、井上委員がよろしいのではないかと思います。理由ですけれども、ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会の専門部会の部会長も務めていらっしゃいますし、ふじさわ女性支援計画の策定にも関わってこられたというところで井上委員がふさわしいのではないかなと思い、推薦したいと思います。

○事務局(高橋) ありがとうございます。ただいま会長に井上委員というお声がありましたけれども、皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声)

○事務局(高橋) よろしいでしょうか。井上委員お引き受けいただけますでしょうか。

○井上委員 よろしくお願いいたします。

○事務局(高橋) ありがとうございます。それでは会長は井上委員にお願いいたします。続きまして副会長の選出に移ります。どなたか推薦等ございますか。

(井上委員挙手)

○事務局(高橋) 井上委員、お願いいたします。

○井上委員 副会長には高橋委員を推薦したいと思います。高橋委員もふじさわジェンダー平等プラン推進協議会の専門部会の委員を務めていらっしゃいましたし、ふじさわ女性支援計画の策定にも携わってこられました。第1期の会議ですので計画との整合性や展開も含めて、高橋委員に副委員長をお願いしたいと思います。

○事務局(高橋) ただいま副会長に高橋委員というお声がありましたけれども、皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声)

○事務局(高橋) ありがとうございます。高橋委員お引き受けいただけますでしょうか。

○高橋委員 微力ではございますが良い会にしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。お引き受けいたします。

○事務局(高橋) ありがとうございます。それでは会長に井上委員、副会長に高橋委員が選出されました。高橋委員にはお手数ですが副会長席へご移動をお願いいたします。それでは、会長の井上委員から就任のご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○井上会長 選出していただき、ありがとうございます。この新しい委員会がどのような方向で機能していくかという重要な1期目ということですので、皆様にご協力いただきながら、進めていきたいと思っています。本日の皆様のお話を聞きながら、連携の芽、協力の芽がいくつも見えてきたと思います。おそらく既にいろいろな所と連携しながら解決した事例をお持ちの方もいらっしゃるのではないかと考えています。これから委員会の中では、そのような事例をたくさん紹介していただき、皆さんでより良い施策の推進方法を考えていきたいと思っています。市民意識調査の話がありましたが、相談の要望が多いなと思いました。今の皆さんのお話を聞いていると相談をたくさん受けていらっしゃるの、

市民の意識とのズレが気になりました。相談と支援に繋がる流れの整理がもしかしたら必要なのかもしれません。ニーズを発見する部署と具体的な支援を提供していく部署とで、もう少し調整が必要なのかなと今のお話を聞いて感じました。そのようなことも含めて、皆さんの忌憚のないご意見や情報提供を官民の壁を乗り越えて、いろいろなことを話し合っていけたらいいなと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(高橋) ありがとうございます。ここからの進行につきましては要綱第5条第2項の規定によりまして、会長が行うこととなっておりますので、井上会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○井上会長 議題3(2)情報交換事項について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(鈴木) 資料6、7、お手元にご用意いただければと思います。事前に事例共有アンケートということで対応が難しかった事例や情報交換を希望する事項ということで皆様から事例をいただいております。本来であれば、この第1回の会議では、広報活動について情報交換をしたいと考えていたのですけれども、お時間もありますので、こちらは第2回の方に延期させていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○井上会長 事務局より議題3(2)は次回ということですが、よろしいでしょうか。用意された議題は以上となります。4その他ということで、皆さんからのご意見、質問等をいただきたいと思っております。

○高橋副会長 何かご意見があれば。

○井上会長 皆さんからなければ、私から1つお聞きしたいことがあります。来年4月から民法改正に伴い、離婚後の選択的共同親権制度が始まります。DV施策にとっては非常に大きな転換点にあたると思います。藤沢市としての対応をどのように考えて準備されているか、概要だけで結構ですので、教えていただきたいと思っております。

○鈴木委員 子育て給付課の鈴木と申します。藤沢市としての意見というわけではないのですが、私はひとり親家庭支援担当に携わっておりますので、共同親権が選択できるようになるに伴う支援について、子育て給付課としては、どのような準備をしているかというところのお話になってしまうのですが、職員への周知というところで昨年12月に法務省民事局の方からパンフレットが送られてきて、このような動きがあることは職員に周知させていただいております。今年10月にはQA形式の解説資料を用いて職員に周知し、それぞれの担当業務の中で影響があるのかないのかなどについて担当間で情報共有と認識をしております。子育て給付課では自己紹介でお話したように児童手当、児童扶養手当、奨学金や福祉貸付金など子どもに絡んだ手当や相談を受けております。共同親権を選択した場合であっても、今のところ大きな影響はないのかなと認識しているところです。実際に相談を受けるのが、母子父子自立支援員というところにはなるのですが、実務への影響がないように県主催や弁護士さんが開催されている研修会に参加して改正による懸念点の解消なども図っているところであります。市民や相談者への周知については、先ほども申し上げたようにひとり親の方からの相談はもちろんですが、離婚前後の方からも相談を受けております。相談の中で、母子父子自立支援員が養育費や親子交流などについての重要性を説明させていただいており、法務省作成のパンフレ

ットや、養育費、親子交流、相談支援センター作成のリーフレットなども配布しております。具体的な相談の場合には、神奈川県母子家庭等就業自立支援センター等の専門窓口をご案内している状況にあります。他にも子育て給付課のホームページで法務省関連ページへのリンクを貼っていることとか、給付課の窓口にポスターを掲示しているというようところが現状でございます。以上です。

- 井上会長 ありがとうございます。重要なところだと思いますので、庁内で協議を重ねていただきたいと思います。それから、隠されたニーズを持った当事者が現われている。これまでは戸籍担当課がニーズを発見する部署というように認識されていなかったのではないかと思います。そこが最前線に立たされるとと思います。そこが何でもしろということではありません。私は法務省関係で共同親権制度のモデル事業の研究もしていますので、新しい施策の試みも含めて意見交換をする場と持てればよいなと思っています。4月で時間のないところではありますが、既存のリーフレット等を使いながら進めたいと思います。ありがとうございます。その他、いかがですか。ないようでしたら、事務連絡をお願いします。
- 事務局(高橋) 井上会長、議事進行ありがとうございます。それでは最後に4点事務連絡させていただきます。1点目は本日の会議の議事録を作成次第、皆様にメールでお送りいたしますのでご確認をお願いいたします。2点目につきましては、次回の第2回の会議についてですが、次回は2月上旬頃を開催予定としております。日程調整のために改めてご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。3点目につきましては、報酬や交通費の支払いに関する書類の記載をお願いしているところですが、まだご提出いただいてない方がいらっしゃいましたら、お帰りの際に事務局の職員にご提出いただきますようお願いいたします。
- 事務局(鈴木) 4点目です。本日、第1期の委嘱をしたばかりですが、また選出母体の方に来年の4月からのふじさわ女性支援会議第2期の推薦依頼の事務手続きをさせていただきますので、ご承知おきいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局(高橋) 事務連絡は以上となります。以上をもちまして本日の会議を終了とさせていただきます。本日はお忙しい中、また長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

以上